

第6回 草津市自転車安全利用検討委員会 議 事 録

[日時] 平成 25 年 8 月 8 日 (木) 10:00～

[場所] 草津市まちづくりセンター 301 号室

1. 開 会

2. 議 題

- ① 前回委員会の論点について
- ② 提言（案）について

3. その他

4. 閉 会

[出席者名簿]

氏名	所属等	備考
嶋田 正男	市民代表（公募）	
山本 恵美	市民代表（公募）	
川瀬 善行	草津市自治連合会	副委員長（欠席）
西蔵 清彦	草津市老人クラブ連合会	
金澤 郁夫	草津市商工会議所	（欠席）
福永 正	草津栗東地区労働者福祉協議会	
石塚 隆	滋賀県バイコロジーをすすめる会	
大西 清	滋賀県自転車軽自動車商業協同組合	
田中 吉恵	滋賀県自転車防犯協会	
水野 靖枝	草津市立小中学校校長会	
辻 美也子	滋賀県立高等学校	
小川 圭一	立命館大学	委員長
近藤隆二郎	滋賀県立大学	
高取 彰	学校法人立命館 BKC事務局	
前野 奨	滋賀県脊髄損傷者協会	
駒井 喜行	草津市商店街連盟	（欠席）
松村 幸子	草津栗東交通安全協会	
堤 伸一	草津警察署	
小嶋 栄子	滋賀県土木交通部	
林 奈央	滋賀県南部土木事務所	
事務局	草津市 都市建設部 交通政策課	

[討議内容]

1. 開 会

【市長の挨拶】

皆様、おはようございます。たいへん暑く、また、お忙しい中、第6回目の自転車安全利用検討委員会にご出席を賜り、ありがとうございます。昨年の11月30日に第1回目を開催し、それ以降、熱心に論議をし、本日で大体の取りまとめをしていただくとお聞きしております。

草津市の自転車交通に関する課題は、大きく3つあると思っております。1つ目は自転車の安全の確保、2つ目は自転車利用の促進、3つ目は自転車の盗難防止となります。

まず自転車の安全利用についてです。草津市は自転車が多いまちでもありますが、非常にマナーが悪く、危険運転もあちこちで見かけられ、2年ほど前には、自転車による死亡事故も発生しております。安全な利用がなされるように、もちろんマナーアップに向けての啓発も大事なので、それはそれで継続はしていきます。ただ、マナーの啓発という段階から警察と連携して取り締まっていく、新たな段階を目指さなければならないという思いもございます。

2つ目の利用促進についてです。これを進める上では、やはり自転車を、歩行者・自動車と仕分けができるような整備が必要です。なかなか道路整備というのは、幅の問題もあるため、すぐにはできませんが、道路区分を目指しながら、安全な利用促進を図っていくというものです。

3つ目の自転車盗難についてです。ご存じのように、草津市は残念ながら、犯罪の発生率が滋賀県下で1万人あたりワースト1になっています。内訳を分析すると、最も多いのが自転車の盗難であるため、盗難を何としても少なくして、犯罪率を低減させ、汚名返上しなければならないという強い決意を持っております。

これについては、お聞き及びかと思いますが、市内で盗難の多い店や施設をランク付けした警察からの情報をいただき、盗難の多い所へのお知らせを進めております。それを真剣に受け止めて、監視カメラを自主的に付ける等の盗難防止の対策が行われたため、少し減ってきている傾向があります。さらに、強化していかなければならないと思っております。

以上の自転車交通に関する3つの課題に対して、皆様方のご提言をまとめていただき、進めていこうと考えております。来年の4月からは、新しい取組として条例を施行し、予算の時期でもあるため、それに併せて、必要なところは予算化し、施策を実施していきたいと思っております。

本日も色々なご議論を賜って、実行に結び付くような形で、また進めてまいります。これまでの御礼と、今後とも皆様方の色々な目から、ご指導・ご鞭撻・ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げて、私からのご挨拶とさせていただきます。

【委員長の挨拶】

皆様、おはようございます。今日で6回目の委員会となりました。事務局からの説明にあったとおり、以前のスケジュールでは、5回目までに提言をまとめて、6回目には直接、市長にお渡しすることになっていたかと思えます。事務局で色々ご検討いただき、もう少し議論が必要な部分もあるということなので、今日は前回と同様、会議形態とさせていただきます。

後ほど、また事務局からひととおり資料説明があると思えます。ぜひ活発にご意見をいただき、最後に提言がまとめていければと考えております。今日はよろしくお願いたします。

2. 議 題

①前回委員会の論点について

【事務局より資料の説明】

【質疑応答】

(委員長) ありがとうございます。前回の色々なご意見を箇条書きでまとめていただいております。ご発言についての修正や追加がございましたらお受けいたします。いかがでしょうか。

(J委員) 前回、児童とは、どこまでを指すのかという話が出たと思いますが。

(委員長) 前回の議論で出たと思いますが、その後、児童の定義について何か説明はありますか。

(事務局) 児童は小学生、生徒は中学生と高校生、更には、学生は大学生と定義させていただきたいと思っております。

(委員長) 今回作ろうとしている条例や提言の中でも、今の定義を統一して使うということでしょうか。

(事務局) はい、そのとおりです。

(委員長) 他にいかがでしょうか。では、特に無いようですので、次の議題に移りたいと思います。ここからが本題だと思います。前回までご検討いただいた条例の検討項目や、それを踏まえて作成した委員会からの提言について、事務局からも色々と修正していただいているようなので、資料の説明をお願いします。

②提言（案）について

【事務局より資料の説明】

【質疑応答】

(委員長) ありがとうございます。資料②-1 から②-3 までに関して議論ができればと思います。前回の資料からだいぶ変更点があるため、まず変更の状況を整理します。

内容的には、主体の責務について言うと、個別の施策、例えば、保険、ヘルメット、指導員について等、項目立ての整理をし直しました。個別の施策の部分は、資料②-1 の3 ページの真ん中ほどから、「市長は、～が必要です」というように、主体それぞれの仕事というような整理の仕方になっています。あとは、それ以外の色々な条例等との整合性を取られたのが今回の変更の趣旨と言うか、意図と思っております。

前回、一旦まとめて、今回、提言する予定になっていましたが、資料のように、かなり項目立ての整理等が変わったため、この段階で改めて、皆様にご意見をいただいた上で、提言のまとめとしたいということです。どの点からでも結構ですので、ご意見等をいただけたらと思います。

(J委員) いくつかありますが、まずはヘルメットについてです。前回、最終的にどうなったかと言えば、「自転車に乗る人はヘルメットをする方が良いので、そのために情報提供することが望ましい」という委員長の話で終わっていたはずですが、しかし、今回の資料では、「徹底する」という文言になっているため、非常に驚いています。

先日の話では、小中校長会で代表をしている立場から、校長先生等の意見をお聞きする機会をもらった上でということにさせてもらっていたのに、この前と話がまったく違っているので、非常に驚いています。それについて、質問します。

(委員長) ありがとうございます。私もそれは少し気になっています。乗車用ヘルメットについて、保護者が子どもに対してという話だったのが、小中学生だけになっています。また、前回の論点の最後で、子どもだけではなく、大人に対してもヘルメット着用を促進するという事で、まとめていたと思います。ぜひ、その内容は提言の中に入れてたいと思いますが、事務局から、何か説明はありますか。

(事務局) 前回のまとめの中では、情報提供だけにとどめ、落ち着かせるようなご意見もありました。別途、自転車利用時には、乗車用ヘルメットの着用についても、何か指導の文言を入れるべきではないかというご意見がいくつかあったため、事務局でその点を踏まえて、保護者と学校についても、2文ほど加えさせていただいております。

但し、ここまで本当に必要かどうかという点に関しては、大人も含めて情報提供に留めるべきなのか、もしくは、やはり指導・教育という観点から、しっかりと着用させていかなければならないのか、今回の委員会の中で議論をして、どちらかを選択した上で、提言とさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいいたします。

(委員長) 前回、子どもだけではなく、大人に対してもヘルメットの着用を促進するという事で、委員会の提言としてまとめたいと思っておりました。前回、R委員からご意見があったと記憶していますが、何かございますか。

(R委員) 特に無いです。

(委員長) 他にいかがでしょうか。

(Q委員) 子どもや学生だけでなく、大人にとっても危ないわけで、本当にヘルメットが必要なことは、交通指導をしている立場からよく分かります。特に高齢者の方には、ヘルメットを着用していただきたいと思います。ただ、高齢者の方は、毎日の通学・通勤での着用ではなく、ちょっとお買い物に行く時の着用で歩くのは大変だけれど、自転車なら楽に乗っていけるといっておられるわけです。

条例化してしまうと、意識をし過ぎるため、もうヘルメットを被ってまで買い物に行くのは面倒なので、やめておこうという雰囲気になりかねないと、日頃から見ている感じがします。

前回の委員会の中から、ヘルメットは必要だとは思っていますが、少し引っ掛かる部分がある感じです。ヘルメットは必要だけれど、難しい面があると思っています。

(委員長) ありがとうございます。今の話は、努力義務についてのご意見で、前回は、情報提供や啓発といったご意見もありました。どこまで書くのが良いのか、今回は提言なので、このまま条例になるかは別として、「ヘルメットを被りなさい」という完全な義務にするのか、「ヘルメットをできるだけ被るようにしてください」という努力義務にするのか、それともヘルメットに関する情報提供や啓発等を進めていくというレベルにするのか、この辺りかと思えます。完全に義務化すると、今のご意見のようなこともあるかと思いますが、いかがでしょうか。

(N委員) 今の点にも関わりますが、全体の構成として、前半部分の「個々の責務」では、いずれも「～しなければならない」という文言で、ある意味、義務としての位置づけが色濃く出ています。

それに対して、次の「取り組むべき施策」では、むしろ「～が必要です」という文言で、義務よりももう少し柔らかい努力目標という位置づけになっているように理解しております。

その辺りのニュアンスの違いと言うか、全体の構成の違いについて、ご説明いただければ、先ほどのヘルメットの点も含めて整理できるかと思いますが、いかがでしょうか。

(委員長) 今回の整理の意図について、少しご説明ください。

(事務局) N委員のおっしゃるとおりです。今回、「個々の責務」は、どちらかと言うと、条例化を見据えて、責務と役割を明確にして、できれば義務や努力義務という表現で、しっかりと個々の意識を高めていこうとする意図があります。

また、「取り組むべき施策」は、今回の協議等、その他諸々のご意見を踏まえて、実際に必要ではあるが、本来、条例として位置づけていくべきかどうかを考えた上で、進めていきたいという意図で、整理させていただいております。

(委員長) 今の項目の整理と、先ほどご指摘のヘルメットの点についてです。資料②-1の乗車用ヘルメットという項目では、「父母その他の保護者は、子どもに対して～することが必要です」という文言と、「小学校、中学校および特別支援学校は、その児童または生徒に対し、～することが必要です」という文言だけがあって、要するに、大人が子どもに対して、どうすべきかという指導について規定していると思います。

そこで、他の項目立ての表現に倣って、大人に対する文言を入れるとすると、「市長が、自転車利用者に対して、ヘルメットの着用について、指導（または促進、または情報提供）が必要です」となります。思いつきの表現なので、これでいいのかは分かりませんが、前回、ご議論いただいた、子どもだけではなく、大人に対しても普及していくことにもなると思います。いかがでしょうか。

(O委員) 前回も述べたように、子どもに対して、ヘルメットを被った方が良いと指導する前に、大人が見本を見せるべきではないかと思います。そういう意味でも、乗車用ヘルメットについて、義務までにするとなかなか難しいとは思いますが。ただ、先ほど委員長が言われたように、「望ましい」等の柔らかい表現にしても、入れておく方が良いとは思いますが。

自転車でも、下り坂になると40～50km/hのスピードが出ることもあるため、言わば、原動機付き自転車をヘルメット無しで乗っているのと同じくらい危険だと思います。乗車用ヘルメットの項目で、「ヘルメットを被って自転車に乗る方が望ましい」という文言を入れた方が、説得力があると思います。

(委員長) 他に、いかがでしょうか。

(J委員) 基本的に、ヘルメットは、安全面から必要だと思います。ただ、上手く言えませんが、「～しなければ」、「必要です」としたら、学校でも指導をしなければならないことになります。そうした時に、市がヘルメット代金を補助して、無償にしてくれるのかどうでしょうか。

取りあえず、特別支援学校も含めて、どこかで話し合いをさせてもらって、やはり必要だという認識になった上で、このような文言になってきたら良いと思います。

資料②-1のように、右の理由のため、前回の提言案から、今回の提言案の文言になったというよりも、本当に着用を徹底させようという考えから、子どもたちの安全のためには、そうした方がよいという流れの方がよいと思います。今回の提言においては、「望ましい」という表現にして、今後、大人も子どもも全員が、義務的に被らなければならないとするかどうかについては、今後の検討事項として進めていく方がよいのではないかと思います。以上です。

(委員長) 今のご意見は、上の2項目の「必要です」という表現に関しても、「望ましい」とした方がよいという趣旨でしょうか。

(J委員) はい、そうです。

(委員長) ヘルメットに関して、他にいかがでしょうか。

(O委員) 前回は質問した内容で、昔、中学校の通学時には、必ずヘルメットの着用が義務づけられていましたが、無くなった経緯は何でしょうか。前回、突然に質問した内容でしたので、整理されていなかったかと思います。

(委員長) 今回、何か情報はありますか。

(事務局) 以前、本市でもヘルメットの着用はしていただくように、市からの補助もしておりました。生徒の間では、中学校の近くになったら被って、学校から離れると脱いでしまうことが多くあり、また、必要性の認識が薄れたことも大きな理由かとは思っています。そのため、市からの助成も無くなり、本市では着用義務も無くなったと聞いております。

(O委員) 私も中学校の時は、被ることになっていました。被ることもあれば、暑いから被るのをやめることもありましたが、真面目に被っている同級生もいました。被っていない姿を見たからやめさせるのではなく、やはり教育として、「ヘルメットを被りなさい」と指導をしていくべきなので、その理由でやめるというのは、どうかと思います。

生徒の安全を守るために、ヘルメットの着用が義務づけられていたわけで、安全という目的を横に置いて、被らないからやめるというのは、どうかと思います。今すぐ、ここで議論することではありませんが、今後の課題だと思うので、やはり子どもの安全を守るためにも、その制度をもう一度、検討していただきたいと思います。

(委員長) ありがとうございます。そういう意味でも、この提言の中で「望ましい」という表現を市に対して出して、それを受けて、市と学校側で相談されて進めていくという順番だろうと思います。1つのきっかけになればいいという感じがします。他にいかがでしょうか。

(D委員) 前回の話も聞いていますが、ヘルメットの件は、被っている子どもも、全然被っていない子どももいて、ちぐはぐな様子をたくさん見えています。今回の提言案では、上の項目が、「父母その他の保護者は、～乗車用ヘルメットをかぶらせることが必要です」となっていて、その下が、「～学校は、～乗車用ヘルメットの着用について指導することが必要です」という文言で結んであります。私はこの文言で、今回はよいのではないかと感じております。以上です。

(委員長) 「望ましい」ではなくて、「必要です」という表現の方がよいということですか。

(D委員) はい、そうです。

(委員長) 少し確認いたします。この資料はあくまで提言であって、この提言について、今回の議論を基に修正されて、最後に市長へ提出されて、それを受け取った市が条例化も含めて具体的な施策を考えていくという段取りかと思えます。

ヘルメットについても、前回から同じ前提でお話ししておりますが、提言はあくまで委員会の意見をまとめたものであって、実際にどの部分が条例として出てくるか、あるいは、基本計画等の具体的な施策として出てくるかというのは、その後、市が関係する団体等と相談の上、進めていくという順番かと思えます。

提言を受けた後、実際にどこまでできるかどうかは別にして、提言としては、どういう方向性で進めるのが望ましいかという整理の仕方で良いということでしょうか。提言と、その後に出てくる条例と、具体的な基本計画との関連性を、一応確認したいと思えます。

(事務局) はい、委員長のおっしゃるとおりです。提言をしていただき、条例(素案)を作成していきます。次に、パブリックコメントを基に条例(案)も策定していきます。但し、盛り込めない、他の道路交通法の関係も今後、綿密に調べていく必要もあるため、どうしても、条例化にそぐわないものも出てくる可能性はあります。それについては、基本計画の実施計画書の中では、また施策として入れていきたいと考えております。

(委員長) ありがとうございます。何が言いたかったかと言うと、提言を進める段階で、最終的に実行可能かどうか、何を条例に入れてしまってもいいのか等について、あまり気にし過ぎると、頂いたご意見をどんどん削ってしまう方向になるため、ある意味、提言は多少強めに表現してもいいと思えます。

強めにした提言を踏まえて、具体的な部分を市で検討されて、どの範囲であれば、条例化できるといった整理でいいと思えます。あまり提言の段階で削ってしまうと、せっかく本委員会6回に渡って出てきた色々なご意見が薄まってしまうため、なるべく盛り込んでいく方向でいきたいと思っております。

(J委員) 提言をした場合、条例化する前には、今、言われた関係機関には話をさせてもらう機会があるのか、それとも、提言をして、それに基づいて市で話し合われたものが、そのまま条例になるのか、どうなのでしょう。

以前は、なぜヘルメット着用になっていたのか分かりませんが、結局、指導がしきれない、補助ができないため、途中で打ち切るのなら、最初からしない方がましです。

本当に実施するのであれば、それぞれの関係機関ときちんと話をさせてもらえるのかどうか、ヘルメットに対して市としてどれだけ補助を出せるのか等、ある程度、その辺りも全部含めて長期的なことを考えていかないと、また2年、3年経って、できないのでやめたというのでは、教育的にも良くないと思えます。その点について、説明をお願いします。

(委員長) 提言が出た後の条例化する前の段取りについて、事務局からご説明いただけますか。

(事務局) 条例化に至るまでについては、当然、庁内の法務部局と関係機関との協議を経て、素案を作っていきます。例えば、J委員が言われた、教育部局との調整も当然出てくるため、教育委員会から各学校の意見を聞いていただくこともあるかもしれません。その辺りは今後、調整をしながら進めていきます。

なおかつ、この条例（素案）がまとまったら、市民の皆様のご意見を聞く、パブリックコメントという場を設けさせていただきます。決して、条例化については、関係機関をないがしろにはせず、調整しながら進めていく考えであります。

（委員長） 検討委員会スケジュールという資料には、矢印の下に提言後のスケジュールと書かれています。本日8月8日の第6回委員会で提言（案）について意見交換をして、9月頃にその提言を踏まえ、条例（素案）を作成して、その後、10月頃にパブリックコメントを実施して、平成26年3月頃に市議会に条例（素案）を提案する、という順番になっています。関係機関との色々な調整はこの資料で言うと、どの辺りの時期になるのでしょうか。

（事務局） 9月頃の時期になります。今日、最終議論をさせていただき、その結果を踏まえて、庁内議論に入り、条例（素案）を提示する。パブリックコメント実施の10月頃まで庁内議論を進めていきます。

（委員長） 庁内の議論もあるでしょうが、教育委員会や高校・中学校の関係機関との話し合いも同じ時期にされるということで、よろしいでしょうか。

（事務局） それも同時にということです。

（委員長） 提言があって、条例（素案）ができるまでの間に、具体的な点もご相談いただくという手順になるそうです。J委員、いかがでしょうか。

（J委員） 校長会は月に1回しかないのに、10月までに調整をして、素案づくりができるのでしょうか。しかも、特別支援学校は入っていません。正直に言うと、無理なスケジュールではないかという気がします。ヘルメットのことも確かに大事だけれども、「ヘルメットのことを検討していかなければならない」という文言であれば、検討して行って、前向きな気持ちで進めていくのはいいと思います。

提言としてこのまま出されるのは、正直、無理があるようなので、校長会の代表としては、反対の立場になります。

（O委員） 今ここで予算のことを議論しても、答えは出てこないと思います。予算のことを気にしだすと、広報活動や自転車教室をどうするのか、予算があるのかどうか等、突っ込んで考えていかなければならないことになります。

委員長が言われるように、これはあくまで提言です。事務局もその提言を踏まえて、関係機関と話を詰めて、条例化する流れになると言われています。実際、行動計画に落とし込む時に、予算はどうなのかという議論になっていくと思いますが、その点、事務局はいかがでしょうか。

（事務局） 今の段階で、予算措置をしているものは、当然ありません。実行計画としての基本計画を策定していく中で、年次計画も作成する必要があります。事務局としては、予算のことも念頭に置きながら計画を作成して、計画書に挙げたものについて、予算を取っていく仕事もあります。現在は、そこまでは計画を立てておりませんが、その計画に基づいた予算措置を考えていくことになります。

もう1つ、J委員から、このままの文言には校長会として反対するのご意見が出ました。乗車用ヘルメットの着用を指導することが必要だと判断し、今回、提言案をまとめたと考えてご提示いたしました。着用することを強制的に義務づけるものではなく、指導していただきたいという意図です。これについても反対というお考えで、よろしいでしょうか。

(J委員) 着用する時に、それぞれ自由にヘルメットを被って来ることが良いのかどうかと言うと、学校では難しい部分があると思います。例えば、違うヘルメットを被っていたために、そこからいじめが発生する等、色々と繊細な部分がたくさんあります。ヘルメットをする方が望ましいという指導はできても、みんながヘルメットをしなければいけないとなると、やはり同じようなヘルメットにしてあげる方が、絶対に教育的には良いのではないかと思います。

ヘルメットをすること自体には、決して反対ではありません。ただ、そこまでの配慮がきちんとできるかどうかというだけです。学校がヘルメットの指導をしなければいけないとなった時に、市として後押しもするから、学校で指導するというのであれば、理解はできます。ただ、この提言の文面だけを見たら、その部分が全く分からないので、少し怖いような気がするだけです。

(委員長) 今の一連の議論を聞きながら、思ったことを述べます。ヘルメットに限らず、他の色々な取り組むべき施策もそうですが、本当に取り組もうとすると予算が要るわけです。この場合、「父母その他の保護者は、～必要です」と「小学校、中学校および特別支援学校は、～必要です」という表現は、義務を課すようなものになっています。そうは言っても、ヘルメットの購入費が掛かるので、何もない状態ではなかなかできないということかと思えます。

施策の中で、ヘルメットに関して、市が予算措置を色々考えて、中学校や高校等と相談する方向で進めていき、今後、委員会の意見として出すのであれば、義務を課するという表現ではなく、他の項目のように、「市長は、～必要です」という表現にした方が良いと思います。

今すぐ上手い表現は見つかりませんが、例えば、市長の責務として、「市長は、小学校、中学校および特別支援学校の児童または生徒が、自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を促進するような措置を講じることが必要です」という表現にして、委員会から市長への提言というまとめ方にしたらいいと思います。思いつきの表現ですが、いかがでしょうか。

最終的には、学校としてもヘルメットを購入するとすると、ある程度、市からの予算が必要になるため、市が継続的に予算を確保できないと、実際にヘルメットを被らせようとしてもできなくなってしまいます。

(J委員) 話が全然違う方向に行くかもしれませんが、私ばかり発言して申し訳ありません。ヘルメットを着用するために、市の予算が頂けるとありがたいと思います。ただ、同じ予算を付けるのであれば、利用促進のための環境づくりとして、自転車道・歩道・車道を分ける方が高齢者の方にとっても安全になります。

環境整備もヘルメットへの補助も両方できるのであれば、もちろん良いですが、限られた予算の中で、何を優先すべきかと言えば、全部の自転車を利用促進するためであれば、環境整備の方にお金を費やす方が良いと思います。この話は、本委員会での話ではないので、その点はお任せします。

(委員長) 他の方から、関連したご意見はございますか。

(N委員) 非常に失礼な言い方になるかもしれませんが、ご容赦願います。自転車で小中学校に登校する場合、基本的には、保護者がヘルメットをかぶせることに賛成です。立命館大学でも、保護者にはありませんが、自転車通学で大学に来る場合は、基本的に損害賠償責任保険に入っていないければ認めていません。

同じような意味で、それぞれ児童・生徒の命を守るという立場から、保護者が当然、責任を負うのが前提の問題になると思っています。そうすると、小中学校の責任とは何かと言うと、あくまでも提言に書かれているように、指導することが責任の範囲で、それが限界ではないかと思っております。

先ほど、色や形態の違うヘルメットになると、いじめにもつながると言われていましたが、その点は少し引っ掛かりました。そこで、いじめが発生するとなれば、別にヘルメットだけの問題ではなく、異なる物に対して反発する、あるいは、異なる物を受容できないような文化的な風土が、学校にあることになるわけです。

その意味で言うと、仮にヘルメットであれ、別の物であれ、どんな物でもいじめが発生することになるので、むしろ、根本的な原因を解決すべきであると考えます。ヘルメットの色が変わっても、それぞれの家庭ごとに色々なヘルメットがあったとしても、それはそれで問題ないと思います。

学校としては、それを指導することに力点を置いた内容になれば、全く問題無いのではないかと思います。

(委員長) J委員、何かございますか。

(J委員) N委員の言われることは、よく理解できます。ただ、実際にそれができるかどうかに対しては、少し疑問があります。ヘルメットの色が違おうが、保護者がこれだと言われれば、今でもヘルメットをしてきていけないわけではないので、ヘルメットをしてくれば良いのに、実際には、誰もヘルメットをかぶって通学はしてこない状況です。

「望ましい」という文言にした場合、ヘルメットをしてきたら、認めるのは当たり前のことです。おっしゃることは、よく分かります。

(委員長) 他にヘルメットに関して、何かございますか。

(O委員) 今回の提言の中心は、「安全安心」です。ヘルメットは、安全安心として訴えやすいので、ぜひともヘルメットについて、子どもに限らず、大人も着用するのが望ましいという表現は入れた方が良く個人的には思います。

(委員長) ありがとうございます。他にヘルメットに関して、いかがでしょうか。私も頭が混乱してきたので、少し整理します。これはあくまで提言であって、最終的にそのまま条例になるわけではないという前提なので、この委員会だけで同意が取れば良いと思います。

小・中学校、特別支援学校に対して、「指導することが必要です」という表現にするのか、あるいは、「指導することが望ましい」とするのか、これは言葉遣いだけの問題だと思います。

大きな論点は、大人に対しても言うのかどうかです。「取り組むべき施策」の他の文言と同じように、「市長は、～に対する情報提供を講じる必要があります」という前回の提言案のようにして、児童・幼児だけではなく、「大人に対しても必要です」という表現にするのかどうかということです。また、ヘルメットに関して、小中学校に対して促進するための部分に、市長の責務という表現を入れるかどうかだと思います。

今まで出てきた意見では、今回の提言案の2項目はそのまま残しておくというものと、前回の提言案を「市長は、小学校、中学校および特別支援学校の児童・生徒、または大人に対して、乗車用ヘルメットの普及を図るため、情報提供その他必要な措置を講じる必要があります」と変更を加えるというものです。

小・中学校等だけに責務を負わせるだけではなく、市も責務を負った上で、児童・生徒のヘルメット着用を促進するという提言になるかと思います。上手い表現がすぐには出ませんが、市長が大人に対しても情報提供を行うという文言を加えた、3つ目の項目を入れてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(A委員) 今の件に、私も賛成です。但し、例えば、「学校で統一ヘルメットを使用する場合は、市の予算措置を考える」という文言を入れたらどうかと思います。

(委員長) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(K委員) 今までほとんど出席していないため、流れがよく分からない中、発言させていただきます。J委員が心配されていることは、非常によく分かります。学校の現場で指導するにあたっては、非常に難しい部分があります。

委員長が言われたように、大人に関して、前回の提言で、「市は、主に児童・幼児（13歳未満）に対し、～情報提供その他～が必要です」の中から、「主に」以下の部分を削って、「市は、特に小学校、中学校および特別支援学校の児童・生徒に対し、乗車用ヘルメットの普及を図るため、情報提供その他必要な措置を講じることが必要です」というように、市が主体という文言にしていただければ、予算措置も考えていただけるのではないかと思います。

それから、細かいことですが、特別支援学校を入れたのは、なぜでしょうか。特別支援学校は県立学校なので、市内だけではない部分も出てくると思います。もしされるのであれば、特別支援学校には高校部もあるため、小学部・中学部に限定されるか、あるいは、市外から通学される方もおられるため、市に入った途端にヘルメットを被るというのも非常におかしな話なので、特別支援学校は削ってしまう方がすっきりすると思います。

(委員長) ありがとうございます。特別支援学校を入れた意図は、何かございますか。

(事務局) 特別支援学校についても、義務教育課程の一環として入れましたが、おっしゃるとおり、小・中・高とあるため、その区別はしっかりとした上で、示していきたいと思います。

(委員長) 私もはっきりと記憶しているわけではないのですが、草津市立ではない学校は、市内にあるのでしょうか。

(J委員) 私立光泉中学校があります。

(委員長) そうすると、この表現だと草津市立の学校かどうかは問わずに、小学校、中学校、特別支援学校という表現になっています。ただ、そこまで考え出すと切りがないです。

K委員から出た、今回の提言案の1つ目はそのまま残しておいて、2つ目と前回の提言案を組み合わせた、「市長は、特に小学校、中学校および特別支援学校の児童・生徒に対し、乗車用ヘルメットの普及を図るため、情報提供その他必要な措置を講じることが必要です」という表現では、いかがでしょうか。

こうすれば、学校だけに責務を負わせるのではなく、市として行うことが必要だと、委員会から市に提言する形になると思います。「市長は」という表現にすることで、他の色々な施策の中で、どれを優先して各年度の予算を取っていくか、市の責任で判断していくというように整理できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

では、細かな文章の修正は、また後ですとして、乗車用ヘルメットに関して、今回の提言案の2つ目と、大人に対しても入れるというご指摘に対しては、前回の提言案を組み合わせ整理させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。ヘルメットに関しては、一度、これで終わりにしたいと思います。また、何かあれば、後で言っていただきたいと思います。

では、ヘルメット以外についても、ご意見があれば伺いたいと思います。

(A委員) 3ページの下から2つ目の項目、「修了証等」についてです。「教室を修了した者に対し、～物品等を貸す」というのは良いのですが、ただ、「修了した人は、それ以降、普及に努める」というような表現を入れてもらうと良いと思います。普及に努めてくださいという意味も含めて、優遇措置や物品の供与ができるようにするという事です。

先ほど、4ページの「財政上の措置」は削って、「修了証等」に盛り込んだという説明がされました。別の方は予算措置について発言されましたが、自転車道にペイントを塗る等の場合、予算はどこになるのかが、提言案では分かりません。特に、既成の道路の左端にペンキを塗るのは、市でもできると、前回の市の公安委員会かどこかで言われていました。まず簡単にできるもので費用の掛からない、しかも、自転車道が延伸できるようにするための予算がどこに入るのでしょうか。

一体、どれだけの期間で実施するのか、10年かけるという話であれば、全然間に合いません。テレビで流行りの「今でしょ」という言葉があるように、例えば、2、3年等、当初の目標を掲げるべきではないかと思えます。以上です。

(委員長) ありがとうございます。事務局から今の件に関して、何かございますか。

(事務局) まず財政上の措置については、今、ご指摘いただいた、自転車道の整備等には、色々な方法があります。多額の費用を要する場合もあるため、自転車安全安心利用促進委員会の中で年次計画を立案しながら進めていきたいとは思っております。

年次計画については、早急に実施すべきものと、自転車道の整備のように、ハード的な多額の費用と年数を要するものがあると考えられるため、住み分けをして、立案すべきと考えております。ご理解をお願いしたいと思います。

(A委員) もう1つ、3ページの修了者に対して、優遇措置等だけではなく、「自転車の安全安心の利用普及に努めてください」という表現は入れてもらえないのでしょうか。例えば、周りの人に、自分は修了証をもらったと広める効果があると思えます。

(事務局) 修了者が、他の方に受講を促進したり、皆様にPRしたりしていただく等の文言については、この提言の中に盛り込む方向で考えていきたいと思えます。

(委員長) 今の件は、3ページの下から2つ目の項目で、「市長は、～が必要です」となっています。他の項目も同じですが、この施策の意図が文章の中にはあまり入っていない気がします。

最終的には、条例化することが想定されているので、条例の中にそこまで入れる必要はないと思えます。ただ、提言としては、どういう意図から修了証を交付するのかという文言がないと、なぜ修了証を作って、優遇措置等をするのかという狙いが抜けてしまうような気がします。

従って、「自転車の安全な利用に関する普及促進をするために、～修了証の交付をする」とともに、修了証等の交付を受けた者に対し、～優遇措置を講じる」という文言にするということです。そもそも、なぜこの施策をするのかという意図を、前段に少し付け加えることが必要かと思います。そうしないと、この提言を後で読んだ人が、なぜこんな施策が出てきているのかと、話が分からなくなってしまいます。

それから、最初に言われた、年次計画についてです。3ページの上から2つ目、「自転車安全安心利用促進計画」が該当すると思います。年次を区切ってという話で言うと、「～促進計画を策定することが必要です」とだけ書いてあるので、ある程度、期間を想定したような計画の策定が必要だということで、よろしいでしょうか。

(A委員) できれば、例えば、3段階に分けて、第1、第2、第3は、それぞれ、どんな計画なのかを書いた方が良いということです。

(委員長) 単に計画を作るだけではなく、ある程度、年次を追ったものも必要なので、盛り込んでどうかという気がします。他にいかがでしょうか。

(J委員) 3ページ、「市の責務」の3つ目に、「市は、自転車の利用環境の整備に努めるものとしませう」とあります。「自転車の安全な利用を促進するための環境の整備」を、利用環境と略したら、何か自転車の整備のように思ってしまう。一番大事なところかと思うので、略さない方が良く思います。

下の「自転車安全安心利用促進計画」も同じように、「利用環境の整備に関する事項」となっていて、ここは「事項」となっているので仕方ないと思いますが、「利用環境」という言葉はすごく大事な部分だと思います。以上です。

(委員長) 「市の責務」の3つ目と、その下の計画の③の部分ですね。

(J委員) はい、そうです。「自転車の安全な利用を促進するための環境の整備」です。

(委員長) 「自転車の安全な利用を促進するための環境の整備に努めることとします」ということですね。

(J委員) はい、そうです。

(委員長) 確かに、おっしゃるとおりです。利用環境の整備と言うと、具体的に何を指しているのか、いま一つよく分からないので、もう少し具体化した方が良く思います。その上の盗難の防止等は、結構具体的な話が入っています。他にいかがでしょうか。

(N委員) 今、言われた内容と、④もかぶっています。

(J委員) 下の「自転車安全安心利用促進計画」は、そのまま良いかもしれませんが、「市の責務」の方は、どうかと思います。

(委員長) 確かに、①と③がぼんやりとした抽象的な表現なので、①～③に該当しない④というのは、いま一つよく分かりません。

(N委員) ③と④を逆にしたら良いと思います。③を「安全安心な利用環境の整備に関する事項」にして、④を「前3事項に掲げるものの他、自転車の利用促進、利用環境の向上に関する事項」にするということです。つまり、④をもう少し包括的にまとめるような方向で整理したら良いと思います。

(委員長) 今日の提言は、資料②-2の17ページの「1) 自転車に関する課題」を基に出てきているはずですが、「a. 自転車の安全な利用の促進」では、交通事故防止と、先ほどの通行空間やルール・マナーの遵守となっています。「b. 自転車の盗難防止」は、割とはっきりとしています。「c. 自転車の利用環境の整備」は、環境整備を進めるとともに、転換を促す周知・広報活動を実施し、自転車の利用環境の整備を推進するとなっています。

(O委員) 「市の責務」と「自転車安全安心利用促進計画」の、市長についての表現は、ほぼ同じ内容になると思いますが、微妙に表現が違うので、N委員の言われたことが引っ掛かってくると思います。

ただ、市の責務で言えば、「自転車の安全な利用」という文言で、「安心」がありません。下の利用促進計画の方は、「安全安心な利用」という言葉になっています。市の責務の方も同じ表現にされたら良いと思いますが、いかがでしょうか。

(委員長) この2つは、表現を整理した方が良いです。「自転車安全安心利用促進計画」の②は、盗難の防止なので、割とはっきりします。ただ、①と③は、具体的にどこまでの話を含んでいるのかと言うと、広く取れば、何でも入るような感じになっています。そう捉えると、④は要らないような感じもします。ただ、「市の責務」にも、同じ3つの項目があって、「市は、その責務を果たすため、国、県、市民等と連携協力する」という表現になっています。

①～③の表現を「市の責務」と揃えて、①～③に何が入ると想定するかによって、④がそもそも要るかどうかも決まってくると思います。その点を整理していただけますか。今日の提言案の17ページにある課題への対応で言うと、aとcは包括的で、かなり広い範囲の話になっているため、a～cに該当しないものは、ほとんど無いような気がします。

従って、何かここに入らない課題が想定されるのであれば、④が必要ですが、具体的に想定できないのであれば、④は削ってしまっても良いような気がします。私もまだ整理ができていませんが、中身を確認して、整理していただければと思います。

それから、今日、まだ出ていない話で、少し気になった点が1つあります。言葉の定義だけの問題ですが、児童・生徒・学生についてです。前回の話では、児童が小学生、生徒が中・高生、学生が大学生ということでしたが、今日の資料では、「父母その他の保護者の責務」の項目に、「父母その他の保護者は、その保護する子（15歳以下の者をいう。以下同じ。）」という表現があります。

ここで出てくる、保護者と保護する子は、何かきちんとした定義が要るのではないかと思います。今日の委員会の最初に、資料②-1の1ページにある「定義」の中で、自転車、市民、事業者について、例えば、「自転車：道路交通法第2条第1項第11号の2に限定する自転車をいいます」というように、用語の意義を明確にする定義がされています。

保護する子、子どもは15歳以下の者と規定できると思います。ただ、ある子どもに対して、保護者とは誰なのかについては、何かの法律で規定があるのかもしれませんが、はっきりしないため、事務局で確認して、どんな法律の第何条にあるものとするという文言を入れた方が良いと思います。

同じような話ですが、先ほどの児童・生徒・学生は、何かの法律で規定があるのでしょうか。

(J委員) 先ほど言われたとおりで、小学生は児童、中・高生は生徒、大学生は学生です。

(委員長) そういう呼び方をするのは、何か法律があるためでしょうか。

(J委員) 法律があるかどうかは、自信がありません。

(委員長) 学校関係の学校教育法等、何かあるのか、私も分かりませんが、誰もがそのように呼んでいるため、多分どこかに決まりがあると思います。児童・生徒・学生については、どんな法律、政令か何か分かりませんが、規定されている定義を、可能であれば入れるということです。同じように、保護者と子どももどういうものか、はっきりとするような定義が要するという気がしています。

特に保護者の定義は明確にしないと、責務を課しているため、ある子どもに対して、責任を負うのが誰になるのかが分からなくなります。仮にそのまま条例になったとすると、どの人に責務を課して、どの人には責務がないという、責任の範囲が不明確になってしまうため、明記しないといけない気がします。

(B委員) 資料②-3の「関係者の責務」の「指導員」について、1点だけお尋ねします。「市長は、自転車歩行者に危害を及ぼす恐れがある場合～」となっていますが、これは日常なことだと思います。ここで言う自転車利用者とは、自転車の安全な利用に関する教室の受講者を意味するのかが分かりにくいので、具体的に説明をお願いします。

(事務局) ここで言う、自転車利用者は、実際に現在進行形で使っている自転車利用者です。

(B委員) それでは、すごく幅広いです。

(事務局) そうです。幅広いです。

(B委員) どのように、対象者を拾うと言うか、分かるようにするのでしょうか。

(事務局) 先ほど申し上げたとおり、現在進行形ということで、実際に使っている人が、危険な利用をしている場合に指導を行います。ただ、ここで、「市長は」としているのは、さすがに、毎回、市長が見回って指導することは無理なので、権限を代行させるものとして、指導員がいるわけです。

(B委員) 指導員が常にまちを見回るというイメージでいいのでしょうか。

(事務局) そういうイメージです。

(B委員) もう少し具体的に決まっているものは、あるのでしょうか。

(事務局) いや、特にそこまでは決まっていません。ただ、今、巡回指導をするのであれば、他自治体で行っている指導員、推進委員の事例がいくつかあるため、その状況を踏まえて、草津市において、どんな運用方法がいいのかを検討していこうということまでは、考えております。

(B委員) 指導員の人数は、大体、何名と決まっていますか。

(事務局) いや、まだ、そこまでは決まっていません。

(委員長) ありがとうございます。前回か前々回に、指導員の位置づけみたいな話が、確か出てきたと思います。以前は、指導員を置くという話だけがあって、それなら、その人にはどんな権限があって、誰が任命するのか、よく分からないということでした。その指導員が何か指導をする場合に、何か後ろ盾と言うか、バックボーンが要るわけです。

そこで、今回の提言案は、他の自治体の事例を基に作られていると思いますが、市長がある人を任命して、その人が市長の代理として指導する、バックボーンとしての位置づけで整理されていると思います。

(D委員) 資料②-3について、質問します。「父母その他の保護者」の分類として、責務とヘルメットがあります。保護する子は、一般的に理解されている、15歳以下の者ということで、私はそれでいいと思います。

その父母が「自転車に乗車をさせる時は、ヘルメットを被らせることが必要」という文言になっています。先ほど、J委員が言われていたことに対して、私はこの文言で良いのではないかと発言をしました。

その上の欄にある「学校の責務」の中で、同じ文章が書いてありますが、「ヘルメットの着用について指導することが必要」という文言についての話がだいぶ出ていたと思います。最終的に、本委員会において、どのような提言に変わったのか、もう一度、教えていただけませんか。

(委員長) 資料②-1の4ページの一番上についてですね。

(D委員) はい、そうです。

(委員長) 私の整理として、お答えします。1つ目の「父母その他の保護者は、～」という項目はそのまます。2つ目は、「市長は、自転車乗車時の乗車用ヘルメットの普及を図るため、情報提供、その他必要な措置を講じることが必要です。特に小学校、中学校および特別支援学校が、その児童または生徒に対し、乗車用ヘルメットを着用するように指導ができる措置を講じることが必要です」と変更します。

つまり、2つ目について、学校の責務ではなく、市長の責務にして、小・中学校に限らず、自転車利用者全体に対して、普及を図るための措置が必要で、特に小・中学校、特別支援学校は、指導ができる措置を講じることが必要だということです。細かな文言については、まだ詰める必要があると思います。

(D委員) ありがとうございます。委員長の話は、よく分かりました。ただ、市の見解も、委員長と同じという理解でよろしいのでしょうか。

(委員長) 私が作ったような文言で、よろしいですか。何か問題があれば、お願いします。

(事務局) 委員長の文言をベースとして、大幅に変わることはありませんが、流れが分かるように、また法務部局とともに修正させていただきたいと思います。

(委員長) この内容が条例化する上で問題点はないのか、確認の上、最終的に決めるということかと思えます。あくまで提言としては、このまま条例になるわけではないので、委員会の意見として、このようにまとめるということで良いと思います。

(事務局) ありがとうございます。

(J委員) もう1点、お聞きします。保護する子(15歳以下の者をいう)という文言は、このままでいいのか、「未成年」では駄目なのか、それこそ、法律で保護する子は15歳以下となっているのでしょうか。

15歳以下というのは、結局、義務教育ということで区切りを付けているのでしょう。ただ、保護を考えたら、未成年の子については、やはり親の責任があるため、そこまで考えると、未成年の方が良いと思ったり、高校生も大学生も仕方ないと思ったり、絶対にどちらというわけではありませんが、ふと感じました。

(委員長) 私も気になっていて、保護者や保護する子というのは、一般的に他でも使われる言葉なので、何か定義があるはずで、それを確認していただいた方が良いのではないかと思います。

20 歳が良いのか、15 歳が良いのか、父母その他の保護者の責務という部分での保護者と保護する子の話と、ヘルメットの部分で使われている定義を一致させるのが良いのか、違っても良いのかというのは、あるような気がします。割と、今はヘルメットの話に合わせて、父母その他の保護者の責務の方も、15 歳以下にしているような感じがあります。15 歳という案で作られているのは、何か意図があるのでしょうか。

(事務局) そもそも、保護者に対して、保護される者、つまり、子どもの定義には広い意味があります。年配者から見れば、大人でも子どもになるため、年齢層に対しての区切りは、なかなか難しいです。

そこで、他の法律から考えています。刑法では、子どもが刑事罰となる判断基準が、14 歳くらいになっています。民法では、明確な基準がなく、今までの判例基準から言うと、13～14 歳で罰せられるようになっています。

これらを踏まえると、子どもとして親が責任を持つのは、概ね 15 歳までではないかという判断から、今回、15 歳という区切りにさせていただいています。15 歳以上であれば、その子どもは自分で責任を持って、刑罰を受けるという考え方になっているということです。

(委員長) はっきり分からないので、R 委員にお伺いします。バイクであれば 16 歳から、四輪車であれば 18 歳から乗れますが、未成年者と成年者では、交通違反をしたり、交通事故を起こしたりした時の扱いは、何か変わってきますか。

(R 委員) 法的には、先ほど言われたように、14 歳が基準になっています。13 歳の者であれば、罪を犯しても処罰されない、つまり、責任能力がないということで扱われています。15 歳というのは中学校までなので、それ以上になると、今度は原動機付き自転車等の免許を取得する年齢になってきます。

従って、中学生までの間にしっかりと自転車の利用に対するルール・知識を身につけさせようという意図からこのような提言になっていると理解しております。以上です。

(委員長) ありがとうございます。保護者の定義と子どもの定義は、少し気になっていて、何歳かと判断はできませんが、ただ明確にする必要はあると思っています。例えば、刑法だと 14 歳以下が子どもということですが、保護者の定義は、何かの法律で決まっているのでしょうか。

(事務局) 父母その他の保護者について、実は特段の定義はありません。教育基本法第 10 条に家庭教育というのがあり、その一部を引用します。「父母その他の保護者は、子の教育について、第一義的責任を有する者であって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」という 1 文があります。

今回の条例、もしくは、その前にある提言についても、同じような保護責任があるのではないかということで、父母その他保護者について、この教育基本法第 10 条から持ってきています。

(委員長) その教育基本法の中で、例えば、ある子どもに対して、父母ははっきりしますが、保護者とは、誰なのかという定義はありますか。

(事務局) 教育基本法の中には、特段の定義はありません。

(委員長) ということは、定義のないまま、「父母その他の保護者は、～」という文言が書かれているという状態ですか。

(事務局) はい、そうです。

(委員長) そうすると、自転車の定義のように、保護者について、どんな法律で規定するという表現には、なかなかしにくい感じですが。定義について、委員会にご出席の方で詳しい方がおられたら、教えていただきたいのですが、私もはっきりとは分かりません。

この後、法律関係の確認等をされるということなので、「父母その他の保護者に努力義務を負わせる」という文言で、例えば、何かあった時に、誰が義務を負って、誰が義務を負わないということがはっきりとするよう、条例として問題がないかどうか、確認していただけますか。この文言で問題がなければ、別に良いのですが、少し気になりました。

(事務局) その点に関しては、法務部局とともに、定義ができるかどうかも含めて、もう一度、考えさせていただきますと思います。

(委員長) お願いします。

(M委員) なかなか委員会に出られず、申し訳ございません。気になる点は、資料②-2の21ページ以降の「取り組むべき施策」のa～gの順番についてです。「a. 自転車安全利用促進計画」の後に、細かなアイデアがあって、その下位に、「g. 自転車安全安心利用促進委員会」があるというのは、流れが少しおかしいと思っています。gがもう少し前に来て、aの計画へとつながるのではないかと思います。

その次に、24ページの「5. 自転車の安全安心な利用の促進を推進する体制」に、「1) 条例の制定」の後に、「2) ICTの利活用」が急に出てきています。前回までは、ここに計画を作るような体制がありましたが、アイデアが抜けてしまったので、こういう流れになってしまったのでしょうか。ICTの利活用が突然出てくるのは、すごく違和感があるため、「～推進する体制」というキャプション（見出し）とズレているので、この辺りの整理は要るのではないのでしょうか。

もしかしたら、ICTの方も、a～gの取り組むべき施策の中に入れて方が良いのではないかと思います。何となく、その辺りのアンバランスを感じるため、整理が要るのではないかと思います。

最後に1点、自転車の利用環境の向上が、「取り組むべき施策」にあったものが、前項の「市の責務」に吸収されてしまっています。しかし、これはあくまで提言なので、施策として挙げて意図としてはいいのではないかと、個人的には思います。

今日の皆様の話を聞いていても、利用環境の整備は大事そうなので、せっかくの提言であれば、「取り組むべき施策」の中に残して、「市が、自転車の利用環境の整備に努めるものとします」と吸収してしまうのは、どうかと思っています。以上です。

(委員長) ありがとうございます。確かに、おっしゃるとおりです。私も、きちんと見ていなかったのですが、「取り組むべき施策」で、割と、aとgは全体像なのに、b～fは具体像の話なので、少し性質が違うような気がします。計画と委員会のどちらが先かは分かりませんが、計画を作るという枠の中で、委員会を設置するという話があって、計画の中で、自転車教室、修了証、保険等の話を、具体化していくという順番でしょうか。

もしこの理解が正しければ、aの次にgがあつて、その後に、b以降のものがあるという順番の方が、何かすっきりする気がします。確かに、5章はタイトルが「～体制」となっているため、そういう意味では、aやg等の話がここに入っていた方が良いと思います。M委員のご指摘は、委員会を作ったり、促進計画を作ったりという話が、5章の推進する体制の中に入った方が良いという意図でよろしいですか。

(M委員) ただ、4章が「～提言」となっているため、5章になってしまうと、何か位置づけが違うので、たぶん4章に入れたのだらうと思います。ただ、5章に、体制の部分が入ってしまうと、何か違う気がします。5章が提言ではないとしたら、何なのかという疑問は残るため、この辺りをどう整理したらいいのか、分かりません。

1つは、提言のa～gの順番を変えた方が良いということです。もう1つは、5章で条例の制定を提案するのは良いと思いますが、なぜICTがここに来るかというのは、疑問です。

(委員長) そういう意味では、4章と5章を合わせて、提言にしているという意図なのかもしれません。体制自体も、条例を制定した方が良いと、本委員会から提言する話です。また、委員会を作った方が良いのではないかと、それから、ICTを活用した方が良いのではないかとこの話も、提言に含められます。

そうすると、4章だけに提言というタイトルをつけて、5章を分けているため、何か整理しにくくなっている原因かもしれません。今のご指摘を聞いて、4章と5章を合わせて、提言というタイトルにした方が良いと思いました。他いかがでしょうか。

(T委員) 意見ではなく、感想です。今日の会議のキーワードとして、ヘルメットの着用、自転車道の整備、安全利用指導員による指導等が出てきて、仮称タイトルが「草津市における自転車の安全安心な利用の促進に関する提言」となっているため、ヘルメットの着用等のご意見が多く出てきたのも仕方ないと思いました。

ただ、ヘルメットを被って自転車に乗っている人自身の、安全安心な利用を確保するだけでなく、歩行者や交通弱者もいるため、自転車に乗っている人は、安全安心を与える側でもあると思いました。

例えヘルメットの着用を推進しても、被っている学生等が再び、自転車行列でおしゃべりしながら、通学でスピードを出して狭い生活道路を通っているようでは、歩行者としては、怖いというだけでは済まないような気がしました。

そこで、草津市と教育委員会にお願いがあります。自転車に対するマナー・モラルに関する指導をよろしくお願ひしたいと思っています。

(委員長) ありがとうございます。確かに、提言は自転車の安全安心な利用というキーワードで流れていますが、自転車だけが安全であっても仕方がないので、自転車以外の交通者にとっての安全安心という部分も、色々な話の中に盛り込んでいかないといけないと思っています。他にいかがでしょうか。

よろしいですか、特に無ければ、この辺りでまとめようと思います。色々な話が出ていますが、それを基に修正していただくよう、お願いします。一番多かったのが、ヘルメットの扱いに関する話です。先ほど、私が提示したような形で、少し修正していただければと思っております。

次に、保護者の定義、促進計画の年次計画的なものを入れるかどうか、「市の責務」の3つの文言と、それに対応する促進計画の①～③をどう整理するかというのが、大きな論点かと思えます。

最後に、M委員から出た、提言と体制についてです。4章の提言というタイトルは、5章の体制も含めての提言になると思うので、今の思いつきでは、5章に挙げている条例の制定等の項目も含めて、提言の中に入れてしまっただろうかという気がします。

言い忘れた話はありませんか、よろしいですか。かなり定刻を過ぎてしまい、申し訳ございません。色々ご意見等をいただいたので、それを提案内容に反映して、市長への提言として、事務局で取りまとめていただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員の皆様方、今日が最終会です。昨年第1回検討委員会から今日までの間、色々なご意見・ご提言等をいただき、誠に御礼を申し上げます。以上で、議事を終了したいと思います。進行を事務局にお返しいたします。

3. その他

4. 閉会

(事務局) 本日、最後の委員会となりました。今まで全6回に渡り、委員長におかれては、議事進行の大役を務めていただき、また、委員の皆様方におかれては、活発なご議論をいただき、誠にありがとうございました。

ヘルメットに関して、色々なご意見をいただき、ある一定の方向性が出たかと思えます。また、利用環境等については、まだ文章が整理しきれていない部分があり、申し訳ございませんでした。

今日、ご議論いただいたものについては、市長への提言として取りまとめた上で、委員会を代表して、委員長から市長に提言していただく予定にしております。

今回、様々なご意見をいただいたので、提言書については、市長への提言の前に、委員の皆様方に送付させていただこうと思っております。よろしくお願いいたします。

今後については、提言の中にもあるように、自転車安全利用指導員、自転車安全安心利用促進委員会等があります。誠に勝手ではございますが、皆様方にご相談やご参加をまたお願いさせていただくこともあるかもしれません。ぜひ、その際には、何卒ご協力をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、草津市自転車安全利用検討委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以上